

監 査 報 告

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人広島大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの第 18 期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下とおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、広島大学監事監査規則に基づいて作成した当期の監査計画及び監査手続きに従い、学長、理事、内部監査部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、監事支援室の支援を得ながら情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会、教育研究評議会、経営協議会、学長選考会議その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、重要な決裁書類等を閲覧・調査し、法人本部、部局、大学病院、附属学校、その他の主要な事業所において業務、財産状況等を調査するとともに、部局長等や事務組織の業務責任者等から業務遂行の状況等を聴取しました。

さらに、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事(以下「役員」という。)の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、国立大学法人ガバナンス・コードを踏まえ、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を受けました。なお、学長とは定期的に面談し、監事と意思疎通及び情報の交換を図りました。

会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)）、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人広島大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、法人業務は、法令等に従い適正に実施さ

れ、また、中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

また、内部統制システムに関する学長の職務は適切に執行され、指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人広島大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年6月3日

国立大学法人広島大学長

越 智 光 夫 殿

監事 栗 栖 長 典
監事 野 上 智 行